

いちご一会とちぎ国体野木町売店設置運営要項

1 目的

この要項は、野木町で開催する第77回国民体育大会「いちご一会とちぎ国体（以下「国体」という。）」における競技会場の売店の設置及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 設置場所

売店の設置場所は、野木町立野木中学校とする。ただし、いちご一会とちぎ国体野木町実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、必要に応じて変更することができる。

3 設置期間

売店の設置期間は、競技の開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて変更することができる。

4 開設時間

売店の開設時間は、競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて変更することができる。

5 出店数等

売店の出店数及び出店位置は、実行委員会が別に定める。

- 2 売店の規模は、1出店者につき1ブースを割り当てるものとし、1ブースの面積は約20㎡（2間×3間のテント）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じて変更することができる。

6 運営設備等

売店に伴う設備等のうち、次の各号に掲げるものについては、実行委員会が準備するものとする。

- (1) テント（2間×3間） 1張
- (2) 長机3台以内
- (3) パイプ椅子4脚以内

- 2 発電機、給排水設備その他必要な設備については、実行委員会の許可を受けて、出店者が準備するものとする。この場合において火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて所轄消防署に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、運搬車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）及び誓約書兼承諾書（様式第4号）に必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

8 売品目

第8条 売店における販売品目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) スポーツ用品
- (2) 郷土物産品
- (3) 飲食物

ア 製造加工品（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置が取られ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものをいう。）

イ 現地調理品（あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理、加工のみを行うものをいう。）

- (4) 宅配便
- (5) その他実行委員会が特に必要と認めたもの
（出店者条件）

第9条 売店の出店者は、第1号に規定する出店者要件のいずれかに該当し、かつ第2号に規定する出店要件のすべてを満たす者とする。

(1) 出店者要件

ア 申請書提出時点において、1年以上町内に店舗を有して営業を継続している者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 過去の国体又は競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 出店要件

ア 原則として、該当する競技会開始日から終了日まですべての期日で出店し、本要項で定める開設時間を遵守すること。

イ 法令等により許可又は届出を必要とする営業については、当該許可又は保健所に届出を提出していること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、申請書の提出時点において過去1年間に営業停止等の処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、申請書の提出時点において過去3年間食中毒の事故歴がないこと。

オ 調理従事者については、出店前1月以内に検便を実施できること。当該検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血大腸菌（O157等）及びノロウイルスとする。

カ 納税義務が履行されていること。

キ 野木町暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴

力団関係者でないこと。

ク 実行委員会が企画する選手、監督等へのおもてなしに関する取組に協力すること。

ケ その他関係法令等に適合していること。

(経費等の負担)

第10条 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。

2 出店者は売店の設置、撤去等に要する費用相当分として5,000円を出展料として負担するものとする。

(出店者の選定)

第11条 実行委員会は、第7条に規定する申請があったときは、本要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、当該申請した者の数が規定する販売品目に係る出店者数を超えたときは、抽選により選定する。

2 前項のただし書の規定にかかわらず、実行委員会は、特に必要と認めたときは、抽選前に優先して出店者を選定することができる。

3 実行委員会は、前2項の規定により出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書(様式第5号)を発行するものとする。

(出店料の納付等)

第12条 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに、指定する口座に振り込まなければならない。この場合において、振込手数料は、出店者が負担するものとする。

2 既納の出店料は、返還しない。ただし、出店者の責めに帰することができない理由によるとき、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を返還することができる。

3 実行委員会は、出店料の納付を確認したときは、売店出店許可証(様式第6号)を交付するものとする。

(出店料の免除)

第13条 実行委員会は、特別の事情があると認めたときは、出店料を免除することができる。

2 前項の規定により出店料の免除を受けようとする者は、売店出店料免除申請書(様式第7号)を提出し、実行委員会は承認した者に対し、売店出店免除許可証(様式第8号)を発行するものとする。

(売店運営)

第14条 出店者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、実行委員会の指示に従うものとする。

(1) 食品を取扱う売店

ア 現場で調理を行う出店者は、保健所の基準に従い、指導を遵守すること。

イ 食品は、食品衛生関係法令の基準に従い調製するとともに、汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置を講じること。

ウ 保管及び陳列は、衛生的な設備で行い、かつ、食品に表示されている保存方法を遵守し

管理を行うこと。

エ 早期飲食等を促す旨の看板等を設置すること。

オ 食品の持ち帰りをしないよう促すこと。

カ 容器包装済食品を販売する場合は、法に定める表示基準を満たしたものであること。

キ 廃棄物収納容器は、蓋付きのものとし、汚液及び汚臭が漏れないように常に清潔にしておくこと。

ク 調理等により生じた廃棄物の処理は適正に行うこと。

(2) その他の売店

取扱品目の内容を明瞭に識別できるように陳列すること。

(保健所への手続き)

第15条 食品営業許可申請書又は食品取扱届の提出が必要な出店者は、保健所に申請し、速やかに当該申請書又は当該届の写しを実行委員会に提出しなければならない。

(売店監督員)

第16条 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。

2 売店監督員は、実施本部の係員から選任するものとする。

3 売店監督員は、現場を巡回するとともに、本要項に基づき、売店の設置及び運営に関する事項について監督するものとする。

(売店責任者)

第17条 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店開設中常駐させるものとする。

2 出店者は、売店責任者に変更があったときは、速やかに実行委員会に報告しなければならない。

3 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。

4 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

(禁止事項)

第18条 出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理及び運営を第三者に委託すること。

(2) 商品を不当に高額な価格で販売すること。

(3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。

(4) 競技会場内において指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。

(5) アルコール飲料の販売、試飲及び試食を含む無償提供をすること。

ただし、郷土物産品として取り扱うアルコール飲料を販売する場合を除く。

(6) 危険物を販売及び無償提供をすること。

(7) 許可された品目以外の物品等を販売すること。

(8) ドーピング該当物質を含む飲食料等を販売すること。

- (9) 拡声器及び音響機器類を使用すること。
- (10) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときはこの限りではない。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、国体運営に支障をきたすおそれのある行為をすること。

(遵守事項)

第19条 出店者及びその従事者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切丁寧な対応を心がけること。
- (2) 実行委員会が交付する売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (3) 保健所が交付する食品営業許可証等を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (4) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日持ち帰り、環境美化に努めること。
- (5) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (6) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (7) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、空きびん、空き缶、食べ残し等を回収する販売方法をとること。
- (8) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する場合にあつては、ブース内に消火器を設置すること。
- (9) 販売品等の搬入搬出をする車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を掲示すること。
- (10) 原則として搬入車両は、1 売店につき1 台とすること。
- (11) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、国体運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (12) 服飾は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するI Dカードを着用すること。
- (13) 飲食物を販売する売店は、食品衛生関係法令を遵守するとともに保健所の指導に従うこと。
- (14) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (15) 実行委員会が国体前に開催する出店者説明会には必ず出席すること。
- (16) 従事者の変更、追加、削除等があつた場合には、速やかに実行委員会に報告するものとし、変更又は追加に係る報告の際は、当該従事者の運転免許書等の本人確認書類を添付すること。
- (17) 関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

(管理運営)

第20条 売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

(事故発生時の対応)

第 2 1 条 売店において、事件又は事故が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりるとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

2 不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

(許可の取消し)

第 2 2 条 実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに売店出店許可を取り消し、撤去命令を出すことができる。なお、この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

(1) 関係法令及び本要項に違反したとき。

(2) 売店出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。

(3) 保健所からの指示があったとき。

(4) その他実行委員会が売店の運営又は管理において不相当と認めたとき。

(原状回復)

第 2 3 条 出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、実施本部の確認を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求するものとする。

(損害賠償)

第 2 4 条 出店者（ 従事者を含む。）は、競技会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 出店者は、損害賠償に備え、損害保険等に参加しておくものとする。

(補填及び補償)

第 2 5 条 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。

2 出店者は、天候不良（ 自然災害を含む。）など実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

(準用)

第 2 6 条 第 2 条から前条までの規定は、野木町で開催する競技別リハーサル大会について準用する。

(補則)

第 2 7 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和 3 （ 2 0 2 1 ） 年 1 月 2 0 日から施行する。